

多摩川・鶴見川・相模川流域大規模氾濫減災協議会

規約(案)

(名称)

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9に基づく大規模氾濫減災協議会として、「多摩川・鶴見川・相模川流域大規模氾濫減災協議会」（以下「協議会」という。）を設置し、以下の4つの協議会で構成する。

- ・多摩川上流部 大規模氾濫減災協議会
- ・多摩川下流部左岸 大規模氾濫減災協議会
- ・多摩川下流部右岸・鶴見川 大規模氾濫減災協議会
- ・相模川 大規模氾濫減災協議会

(目的)

第2条 協議会は、「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、多様な関係者が連携して、多摩川・鶴見川・相模川流域における洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。

(対象河川)

第3条 協議会は、京浜河川事務所が管理する別表1の河川を対象とする。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別表2の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会の構成)

第5条 協議会に幹事会を置く。

- 2 協議会における幹事会は、別表3の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果については協議会へ報告する。

- 5 事務局は、第2項による者のほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表3の職にある者以外の者の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携している現状の減災に係わる取組状況等について共有する。
- 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 三 毎年、協議会を開催する等して、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認し、状況の共有を図る。
- 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(協議会の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則として非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第9条 協議会及び幹事会の事務局は、国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所防災情報課内に置く。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第 1 1 条 本規約は、平成 3 0 年 月 日から施行する。

別表 1

多摩川

浅川

大栗川

鶴見川

矢上川

早淵川

鳥山川

相模川

別表 2

【多摩川上流部 大規模氾濫減災協議会】

- ・ 八王子市長
- ・ 立川市長
- ・ 青梅市長
- ・ 昭島市長
- ・ 日野市長
- ・ 福生市長
- ・ 多摩市長
- ・ 羽村市長
- ・ あきる野市長
- ・ 東京都 建設局 河川部 防災課長
- ・ 東京都 総務局 総合防災部 計画調整担当課長
- ・ 東京都 総務局 総合防災部 防災対策課長
- ・ 気象庁 東京管区气象台 気象防災部長
- ・ 国土交通省関東地方整備局 京浜河川事務所長

【多摩川下流部左岸 大規模氾濫減災協議会】

- ・ 大田区長
- ・ 世田谷区長
- ・ 府中市長
- ・ 調布市長
- ・ 国立市長
- ・ 狛江市長
- ・ 品川区長
- ・ 東京都 建設局 河川部 防災課長
- ・ 東京都 総務局 総合防災部 計画調整担当課長
- ・ 東京都 総務局 総合防災部 防災対策課長
- ・ 気象庁 東京管区气象台 気象防災部長
- ・ 国土交通省関東地方整備局 京浜河川事務所長

別表2 つづき

【多摩川下流部右岸・鶴見川 大規模氾濫減災協議会】

- ・ 稲城市長
- ・ 横浜市長
- ・ 横浜市鶴見区長
- ・ 横浜市港北区長
- ・ 横浜市都筑区長
- ・ 川崎市長
- ・ 東京都 建設局 河川部 防災課長
- ・ 東京都 総務局 総合防災部 計画調整担当課長
- ・ 東京都 総務局 総合防災部 防災対策課長
- ・ 神奈川県 安全防災局 安全防災部 災害対策課長
- ・ 神奈川県 県土整備局 河川下水道部 河川課長
- ・ 気象庁 東京管区气象台 気象防災部長
- ・ 気象庁 横浜地方气象台長
- ・ 国土交通省関東地方整備局 京浜河川事務所長

【相模川 大規模氾濫減災協議会】

- ・ 平塚市長
- ・ 藤沢市長
- ・ 茅ヶ崎市長
- ・ 寒川町長
- ・ 大磯町長
- ・ 神奈川県 安全防災局 安全防災部 災害対策課長
- ・ 神奈川県 県土整備局 河川下水道部 河川課長
- ・ 気象庁 横浜地方气象台長
- ・ 国土交通省関東地方整備局 京浜河川事務所長

別表 3

<p>【多摩川上流部 大規模氾濫減災協議会】 (幹事会)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 八王子市 生活安全部 防災課長・ 立川市 市民生活部 防災課長・ 青梅市 市民安全部 防災課長・ 昭島市 総務部 地域防災担当課長・ 日野市 総務部 防災安全課長・ 福生市 総務部 安全安心まちづくり課長・ 多摩市 総務部 防災安全課長・ 羽村市 市民生活部 危機管理課長・ あきる野市 総務部 地域防災課長・ 東京都 建設局 河川部 防災課長補佐・ 東京都 総務局 総合防災部 計画調整担当課長代理・ 東京都 総務局 総合防災部 防災対策課長代理・ 気象庁 東京管区气象台 総務部 業務課長・ 国土交通省関東地方整備局 京浜河川事務所 副所長
<p>【多摩川下流部左岸 大規模氾濫減災協議会】 (幹事会)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 大田区 総務部 災害対策担当課長・ 世田谷区 危機管理室 災害対策課副参事・ 府中市 行政管理部 防災危機管理課長・ 調布市 総務部 総合防災安全課 主幹・ 国立市 行政管理部 防災安全課長・ 狛江市 総務部 危機管理担当理事兼安心安全課長・ 品川区 防災まちづくり部 防災課長・ 東京都 建設局 河川部 防災課長補佐・ 東京都 総務局 総合防災部 計画調整担当課長代理・ 東京都 総務局 総合防災部 防災対策課長代理・ 気象庁 東京管区气象台 総務部 業務課長・ 国土交通省関東地方整備局 京浜河川事務所 副所長

別表3 つづき

【多摩川下流部右岸・鶴見川 大規模氾濫減災協議会】

(幹事会)

- ・ 稲城市 消防本部 防災課長
- ・ 横浜市 総務局危機管理室 緊急対策課長
- ・ 横浜市鶴見区 総務課長
- ・ 横浜市港北区 総務課長
- ・ 横浜市都筑区 総務課長
- ・ 川崎市 総務企画局 危機管理室担当課長
- ・ 東京都 建設局 河川部 防災課長補佐
- ・ 東京都 総務局 総合防災部 計画調整担当課長代理
- ・ 東京都 総務局 総合防災部 防災対策課長代理
- ・ 神奈川県 安全防災局 安全防災部 災害対策課 応急対策グループリーダー
- ・ 神奈川県 県土整備局 河川下水道部 河川課 防災グループリーダー
- ・ 気象庁 東京管区气象台 総務部 業務課長
- ・ 気象庁 横浜地方气象台 防災管理官
- ・ 国土交通省関東地方整備局 京浜河川事務所 副所長

【相模川 大規模氾濫減災協議会】

(幹事会)

- ・ 平塚市 防災危機管理部 災害対策課長
- ・ 藤沢市 防災安全部 防災政策課長
- ・ 茅ヶ崎市 市民安全部 防災対策課長
- ・ 寒川町 町民部 町民安全課長
- ・ 大磯町 政策総務部 危機管理課長
- ・ 神奈川県 安全防災局 安全防災部 災害対策課 応急対策グループリーダー
- ・ 神奈川県 県土整備局 河川下水道部 河川課 防災グループリーダー
- ・ 気象庁 横浜地方气象台 防災管理官
- ・ 国土交通省関東地方整備局 京浜河川事務所 副所長